

史跡  
山居倉庫  
保存活用計画

(素案)

第8章～第12章

2023

酒田市教育委員会

## 第8章 活用

### 1 活用の方向性

山居倉庫は、近現代における米穀流通の歴史を知る貴重な文化財としての活用を基本とします。

山居倉庫の本質的価値を次世代に向けて確実に継承するため、計画的な調査・研究を継続し、価値の保存と拡充に努め、調査・研究成果に基づいた適切な活用を促進します。

史跡指定地及び各遺構は、文化財としての価値を保存しながら、史跡の魅力を高めるための活用を図ります。史跡の公開・見学に向けては、文化財価値の理解・享受を深めるためのガイダンス機能の充実をはじめ、市民や見学者等の交流促進・便益性向上などに繋がる施設としての活用を目指します。また、山居倉庫は既に観光資源として全国的に周知されており、継続して地域社会・地域経済の活性化に寄与する活用を目指します。このためには、近接する酒田商業高校跡地整備事業との連携を図ることで山居倉庫周辺エリアの価値を高め、多様な交流や賑わいを創出する活用を推進します。

山居倉庫の価値・魅力を広く伝えるためには、積極的な公開・情報発信に努めます。市民や子どもたちなど、各世代が米穀流通の歴史と山居倉庫の文化財価値を学び、愛着・誇りを醸成する機会を創出するため、学校教育・地域学習・生涯学習の場としての活用を促進するとともに、市民協働による保存・活用に努めます。

市内の関連文化財や周辺観光地との連携を図ることで相乗効果を狙うとともに、様々な広報媒体を用いた広報・普及・啓発に努めることで、史跡としての価値を市内外へ情報発信します。とりわけ、山居倉庫は日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財に設定されていることから、北前船によって繋がる全国の市町村と連携した活用や、「鳥海山・飛鳥ジオパーク」との連携によって酒田市全体の歴史文化に触れる活用も図ります。

#### 活用の基本方針（第5章再掲）

- ① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・情報発信に努めます。
- ② 山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- ③ 酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努めます。
- ⑤ 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討していきます。
- ⑥ 山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進めていきます。
- ⑦ 市内にある他の文化財と一体となった活用を図ります。

### 2 活用の方法

#### (1) 教育・学習

山居倉庫の文化財価値を学校教育・地域学習・生涯学習に向けて活用を図ります。

##### ① 学校教育・地域学習に向けた活用

学校教育においては、小学校、中学校、高等学校とそれぞれの段階に応じ、山居倉庫の文化財価値について理解促進につながる学習機会を設け、校外学習・地域学習による活用推進を目指します。

具体例としては、県内外の小・中学校の地域学習や修学旅行の受入を継続するほか、各学校への出前授業の実施、米作りに関する実際の民具を利用する体験授業、観光ボランティアの体験授業など、文化財に触れる学校教育への活

用を検討します。また、小学校の副読本への掲載など、米穀流通の歴史に親しむ機会を設けます。史跡としての文化財価値に関する教育だけでなく、米穀流通を通じた酒田市全体の歴史学習に努めます。

② 生涯学習に向けた活用

生涯学習においては、山居倉庫に関する調査・研究の情報公開（歴史講座、講演会、現地説明会・調査報告会、資料展示、企画展、シンポジウムの開催等）、米穀の生産・流通を体験・学習する体験プログラムの提供などを通して、現地への興味・関心を高めます。

(2) 公開・見学

市民・見学者等が文化財価値の理解・享受を深めるために、史跡の公開・見学に関する活用を推進します。

① 史跡地及び周辺地域の活用

史跡指定地及び各遺構を可能な限り公開・見学に供することで、史跡の文化財価値と魅力を広く伝えます。

指定地は市民や見学者が史跡の価値を体感するための散策や、ケヤキ並木・水辺空間を利用した憩いの場としての公開を図ります。史跡の歴史的景観を整えるとともに、史跡全体に関する歴史や各遺構の価値などに関する案内板・解説板を充実させ、史跡の価値をわかりやすく理解・享受できる活用に努めます。

また、史跡に触れる機会を創出するための催事・イベントの開催、ユニークベニュー\*としての活用を検討するとともに、周辺地域から史跡指定地を眺めるための環境整備として、周辺道路や新井田川対岸（右岸）の活用促進（視点場整備等）を図ります。

\*ユニークベニュー：本来の用途とは異なるニーズに答えて特別に貸し出される会場。

② 建物群の活用

現存する建造物群は、文化財価値の普及・啓発、史跡の散策に対する便益施設のほか、酒田市を代表する観光資源として多様な交流や賑わいの創出、地域社会・地域経済の活性化などに向けた活用を図ります。

倉庫群には、酒田市の観光ガイド、山居倉庫のガイドダンス、インフォメーションセンターなどの施設を設け、文化

図 8-1 活用の骨子

【教育・学習】	【公開・見学】	【広報・普及・啓発】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育への活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行受入継続、出前授業、副読本への掲載、民具体験、観光ボランティア体験授業等</li> </ul> </li> <li>○生涯学習への活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史講座、講演会、現地説明会、調査報告会、資料展示、企画展、シンポジウムの開催等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡価値を体感できる散策</li> <li>○市民や見学者の憩いの場</li> <li>○史跡に触れる機会の創出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・催事、イベント、ユニークベニュー等</li> </ul> </li> <li>○観光資源としての地域活性化</li> <li>○ガイドダンス、インフォメーション機能の充実</li> <li>○日本遺産、ジオパークと連携した展示機能</li> <li>○活用に応じた便益性の向上、市民、見学者等の交流促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食施設、休憩場、展示ギャラリー、販売店等</li> </ul> </li> <li>○市民が利用できる事業導入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の貸し出しスペース、起業支援のための体験型チャレンジショップ等</li> </ul> </li> <li>○低温倉庫としての継続利用</li> <li>○管理、運営事務機能の入居</li> <li>○酒田商業高校跡地整備事業との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷物による情報提供の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレット・マップ等</li> </ul> </li> <li>○デジタルデータ運用による文化財情報の公開                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページやポータルサイト開設等</li> </ul> </li> <li>○日本遺産、ジオパークと連携した情報交換やPR</li> <li>○年間スケジュールの作成</li> <li>○見学者ニーズを捉えるアンケートの実施と共有化の仕組みづくり</li> <li>○北前船に関する広域ネットワークを活かした地域活性化</li> </ul>

財価値の理解・享受の促進に向けたガイダンス機能や、山居倉庫の歴史を体感できる活用機能の充実を図ります。

ガイダンス機能においては、山居倉庫の歴史をはじめ、庄内米の生産、米穀流通など、酒田の米産業に関する内容を展示します。また、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」や「鳥海山・飛鳥ジオパーク」のストーリーと連携した展示解説を行うことで、酒田市の自然、港町文化、文物交流の歴史などを踏まえた総合的な展示解説に努め、様々な興味・関心に応える活用を目指し、効果的な見学者の増加を目指します。

史跡の散策に供する便益性向上や、市民や見学者等の交流促進などに繋がる施設としては、飲食施設、休憩所、展示ギャラリー、販売店等の便益施設として活用します。

多様な交流や賑わいの創出、地域社会・地域経済の活性化に向けては、市民活動のための貸し出しスペースや、起業支援のための体験型チャレンジショップなど、山居倉庫の保存・活用を支える地元の人々が利用できる事業導入も図ります。倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用も視野に入れ、山居倉庫で低温保管した商品を地域ブランディングに繋げる地域発信機能の導入を検討します。

事務所棟・研究室などの建物には管理・運営者の事務機能の入居の可能性についても模索していきます。

上記の活用に関しては、酒田商業高校跡地整備事業との連携を図り、機能に重複のないように整備を進めます。

### (3) 広報・普及・啓発

史跡としての価値を様々な広報媒体を用いて、積極的に市内外へ情報発信を行います。

#### ① 情報提供と公開

山居倉庫の更なる活用に向けては、本質的価値を理解するために必要な情報提供と公開に努め、印刷物（観光パンフレット・マップ等）による情報提供の充実を図ります。

山居倉庫の文化財価値をはじめ、各構成要素の詳しい情報や歴史資料のデータベースについては、市ホームページやポータルサイト開設により公開するなど、デジタルデータの運用による幅広い普及・啓発を図ります。

また、これらの普及・啓発活動は、関連文化財（指定・未指定を問わない）や周辺観光地（指定地内外を問わない）との間で、広域的かつストーリー性のある連携によって相乗効果を図るとともに、情報交換やPRの場として積極的に活用します。

#### ② 山居倉庫の価値に触れる機会の創出

山居倉庫を積極的に活用するためには、文化財価値を体感するための場所や契機の創出を促進する必要があります。史跡の活用、観光資源としての活用を通して、市民が文化財価値への理解を深めることで誇りと愛着を育み、各世代の保存と活用への関心を高めて、後世へと継承していくことを目指します。

山居倉庫の価値に触れる機会をより多く創出するためには、山居倉庫における催事・イベントの企画に加え、四季の移ろい（ケヤキ並木の新緑・紅葉・落葉、冬の風景、庄内米や農作物の収穫期、それらを用いた食の旬等）を感じる時期・期間・場所・行事等の実施日など、山居倉庫の様々な価値を一覧できるカレンダー（年間スケジュール）などを作成し、山居倉庫には「いつ」「どこに」「どのような」価値があるのかを明確にしていきます。

#### ③ 見学者等への対応の向上と充実

見学者等への対応を向上・充実させるため、見学者のニーズをすくい上げるアンケート等を実施し、対応の改善等にもむけた情報を市関係課及び活用団体が共有する仕組みを構築します。

また、周辺の文化財や市内の観光施設・観光地との連携を図り、見学者への対応の向上と充実、また見学者増加を図ります。特に、平成29年（2017）に認定を受けた日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」のストーリーや構成文化財との連携を通じて、効果的な見学者の増加に努めます。

#### ④ ネットワークの構築

山居倉庫は日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財の一つ

として、酒田市における港町文化の保護・情報発信等に寄与しています。史跡としての価値の拡充と評価の向上に留まらず、日本遺産のストーリー拡充を念頭に置き、酒田市全体の歴史文化に寄与する活用に努めます。

また、当該日本遺産がシリアル（広域）型であることから、北前船に関する広域なネットワークを活かし、山居倉庫と日本の近代史との関連を追求することで、更なる価値の向上と全国的な知名度の向上を目指し、これらの成果を歴史・文化を活かした地域の活性化へと繋げていきます。

表 8-1 建造物ごとの活用方法

建物名		現在	公有化後の活用方法
倉庫群	1号棟	庄内米歴史資料館	飲食、体験施設、休憩所、ギャラリー、販売店等、便益の施設、貸し出しスペースとして活用を目指す。
	2号棟	倉庫	
	3号棟		
	4号棟		
	5号棟		
	6号棟		
	7号棟		
	8号棟		
	9号棟		
	10号棟		
	11号棟		
	12号棟	山居倉庫ガイダンススペース、観光ガイドスペース、建物管理等の機能を持つインフォメーションセンターとして活用。	
事務所棟	客間	(未使用)	飲食・体験施設、休憩所、ギャラリー、販売店等の便益施設としての活用を目指す。 管理者、保存活用団体の事務機能の移転を視野に入れる。
	和室	(未使用)	
	休憩室	事務室	
	事務室		
	会議室	資料収蔵庫	
	応接室	(未使用)	
	金庫室	物置	
東宮殿下行啓記念研究室		研究室	
板倉		倉庫	倉庫として活用。
赤場		倉庫	

## 第9章 整備

### 1 整備の方向性

山居倉庫における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるものを原則とします。各種整備は保存（保存管理）と活用の方針に従い、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施します。

整備の実行に先立っては、本計画を前提とした山居倉庫整備基本計画を策定し、これに従って整備を推進します。整備によって史跡に付加される諸要素は歴史的景観との調和を図った上で、可能な限り長期間の使用に耐えられる仕様を選定します。

整備の詳細な手法・仕様は山居倉庫整備基本計画において定め、関係機関及び市教育委員会と調整し実施します。また、整備実施にあたっては、文化財価値の改変に関わる要所において、市教育委員会が立ち合いの元で実施します。

#### 整備の基本方針（第5章再掲）

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備計画を策定します。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。

### 2 整備の方法

#### （1）保存のための整備

文化財の保存に関する整備は、遺構の保護・修復、植生の保存管理、防災・防犯対策など、本質的価値の保存に必要な行為を対象とします。

##### ① 遺構の修復

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素に対する整備は、保存修理または史料根拠を伴った復原を基本とします。

日常的な管理によって遺構（建造物・工作物・護岸等）に確認された破損については、部分的な部材・部品の交換や外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わない修理は早期対応に努めます。

##### ② 地下遺構の保護

地下遺構を保護するための盛土等については、状況（表層の不足等）に応じて整備するものとします。

##### ③ 植生の保存管理

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素のうち、庭園・樹木の保存管理に必要な整備を実施します。

ケヤキ並木については、遊歩道（石畳）が樹勢衰退の一因と指摘されていることから、石畳の撤去を行います。散策用の遊歩道については、見学者等が根茎周辺の地盤を踏み固めないような仕様への変更を図ります。または、遊歩道をケヤキ並木の西側へ移設することも検討します。

##### ④ 防災・防犯対策

建造物・工作物等については活用の用途に応じた耐震診断・補強を行います。

火災への対応については、消防法に基づいて整備を行います。報知・消火・誘導・防犯設備は、その機能に影響の

#### 【整備の方法】

##### 保存のための整備

- ・遺構の修復
- ・地下遺構の保護
- ・植生の保存管理
- ・防災・防犯対策

##### 活用のための整備

- ・歴史的景観の維持・修景
- ・公開展示機能の整備
- ・便益機能の整備
- ・サイン整備
- ・バリアフリー対応
- ・必要最低限の社会資本整備



無い範囲において、建造物の室内意匠を考慮した意匠や設置箇所の選定に努めるとともに、史跡全体の総合的な防災・防犯計画に基づいて、各種設備の更新、集中管理などを計画的に進めます。

落雷、風雪害等の自然災害によって、史跡の本質的価値を著しく損失する可能性がある箇所については、予防措置のための設備や工作物を設置します。

## (2) 活用のための整備

活用のための整備は、歴史的景観の維持・修景、公開展示機能の整備、安全確保や利便性の向上、見学者等の受入体制の確立、史跡に必要な最低限の社会資本整備などを目的とする行為を対象とします。

なお、山居倉庫は令和5年度に公有化を予定しており、公有化後は史跡の活用に応じて施設用途が大幅に変更されます。本項では公有化後の活用に向けた整備について示すものとします。

### ① 歴史的景観の修景

山居倉庫の歴史的景観を保護し、見学者等に対して提供するため、歴史的景観を阻害している既存の構成要素に対しては、歴史的景観との調和を目的とした修景を施します。

本質的価値以外の諸要素、付加・整備された諸要素については、公有化後に不要となるものを撤去します。

また、活用之际して設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害するものについては、その機能に影響の無い範囲において歴史的景観との調和を図った修景を施します。

### ② 公開展示機能の整備

公開展示に必要な設備等については、展示計画を立案の上で施工を実施します。展示設備については、各遺構の歴史的価値を損なわないよう設置することを原則とし、建造物内部の見学を活用の主目的とするものは、展示設備がその妨げとならないものとします。

また、公開展示に供する建造物では、冷暖房設備及び断熱材の設置や雪囲い等の設置管理などの対応を図ります。

### ③ 便益機能の整備

各便所は各建物の活用方法に応じて、規模・仕様を設定した上で整備を行います。

駐車場は必要に応じ、史跡周辺の景観や利便性に配慮しながら整備します。

### ④ サイン整備

公有化後は、旧施設用途に関わるサイン等を撤去します。

史跡指定地内では、山居倉庫の価値に関する解説・案内サインを充実させ、見学者等が価値を理解・享受できる環境を整えます。特に、建造物の機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図ります。

また、正確でわかりやすい案内図を設置することで、安全で円滑な見学を促します。必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示も設置を検討します。

### ⑤ バリアフリー対応

史跡指定地内および各建造物内においては、スロープの設置、多機能トイレの整備、音声ガイドの導入など、バリアフリー対応を進めます。対応に関する整備は、史跡の本質的価値を損なわない方法を採用します。

### ⑥ 社会資本整備

水道管・消火栓については、老朽化やループ化が指摘されていることから、敷地全体の水需要量と消防水利を踏まえた更新を行います。

また、施設規模を考慮すると、キュービクル（高圧受電設備）の設置が必須となることが予測されるため、歴史的景観に配慮した設置箇所と修景方法を検討します。

### 3 整備事業の計画

現時点で計画されている整備事業に関するスケジュールを表9-3に示します。

当該史跡は保存活用計画並びに計画期間中に策定を行う整備基本計画、日本遺産における整備計画地であり、また、酒田商業高校跡地整備事業との整合が必要となるため、各整備事業の連携を図り、必要に応じて計画の見直しや改定を行うこととします。

保存・活用に関する整備事業の計画推進にあたっては、効率的・効果的な運営を行うための進行管理を行います。事業の進捗状況や経過観察の指標に基づき達成度を測り、成果や内容を評価し、見直しや改善を図ります。

図9-1 整備計画に関するスケジュール（計画）

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
計画等	整備基本計画	計画策定									
	酒田商業高校跡地活用基本構想	事業者選定	建設工事	供用開始							
	日本遺産			設計	整備		公開				
整備内容等	土地	公有化									
	ケヤキ並木(樹勢回復事業)		第1期		第2期			第3期		第4期	
	駐車場	みどりの里代替協議		既存建物撤去		便益設備整備					
	サイン			サイン設計	サイン整備						
	社会資本整備				水道管更新						
	防災設備	消火栓・火災報知設備					誘導設備適時整備				
	倉庫群	活用具体化協議		11・12号棟設計	11・12号棟整備		11・12号棟公開				
	事務所棟・研究室	活用具体化協議									
	板倉・赤場	活用具体化協議									
	山居稻荷神社		詳細調査								
	緑地公園	維持管理									
	河川・護岸	維持管理									



# 第10章 運営・体制の整備

## 1 運営・体制整備の方向性

山居倉庫の保存、活用、整備については、史跡の管理団体である酒田市が主体となり、土地所有者とも連絡調整を図りながら進めていきます。

市内では、教育委員会を中心に、関係する市の部局間との連携体制を維持するとともに、保存活用計画を中長期的に進めていくための運営体制を整備していきます。

市外では観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等山居倉庫に関わる諸団体や市民との連携、協働を図ります。

各種事業の計画、実施にあたっては、山形県や文化庁などとの連絡調整を行いながら進めます。

### 運営・体制整備の基本方針（第5章再掲）

- ① 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行います。
- ③ 文化庁、山形県教育委員会等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努めます。

## 2 運営・体制整備の方法

### (1) 土地所有者との連携

山居倉庫の土地・建物の所有者が行う保存・活用、整備の方法について、管理団体である酒田市は、連絡調整を図りながら適切な史跡の保護に資するよう支援を行うとともに、文化庁への所有者変更や現状変更などの手続きについて適切に行います。

また、公有化後は酒田市が適切に管理を進めていきます。

表 10-1 指定地及び周辺環境に関する主要な法令と所管機関

法規	市所管課		国・県所管機関	許可権限者
	事務局	協議部局		
文化財保護法	教育委員会 社会教育文化課	—	文化庁 山形県観光文化スポーツ部文化財活用課	文化庁長官
国土利用計画法	企画調整課	教育委員会 社会教育文化課	国土交通省 山形県県土整備部県土利用政策課	市長
都市計画法	都市デザイン課	教育委員会 社会教育文化課	国土交通省 山形県県土整備部都市計画課	県知事
建築基準法	建築課	教育委員会 社会教育文化課	国土交通省 山形県県土整備部建築住宅課	特定行政庁または 指定確認検査機関
河川法	土木課	教育委員会 社会教育文化課	山形県県土整備部河川課	県土整備事務所長
港湾法	商工港湾課	教育委員会 社会教育文化課	山形県県土整備部港湾事務所	県知事
酒田市景観条例	都市デザイン課	教育委員会 社会教育文化課	—	市長

※指定地における各法令による規制（許可申請・届出等）の内容は表 2-11 参照。

(2) 庁内関係課との連携

山居倉庫に関する庁内の主な関係部署は市長部局の総務課、財政課、企画調整課、都市デザイン課、交流観光課、地域共生課、農政課、教育委員会の社会教育文化課があります。

これらの関係部署が連携して山居倉庫の保存・活用・整備の推進を図ります。

(3) 体制の整備

保存活用計画は、教育委員会社会教育文化課が主管となり策定しましたが、山居倉庫の保存・活用・整備については、事業が多岐にわたるため本計画に則り適切に遂行できるような職員体制の充足を図るとともに、将来的には組織の新設等を検討します。

(4) 庁外関係団体との協働

山居倉庫の保存・活用・整備を推進するために、観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等山居倉庫に関わる諸団体や市民との情報共有や事業の協働を推進するとともに、山居倉庫の保存・活用・整備に係る支援団体の育成に努めます。

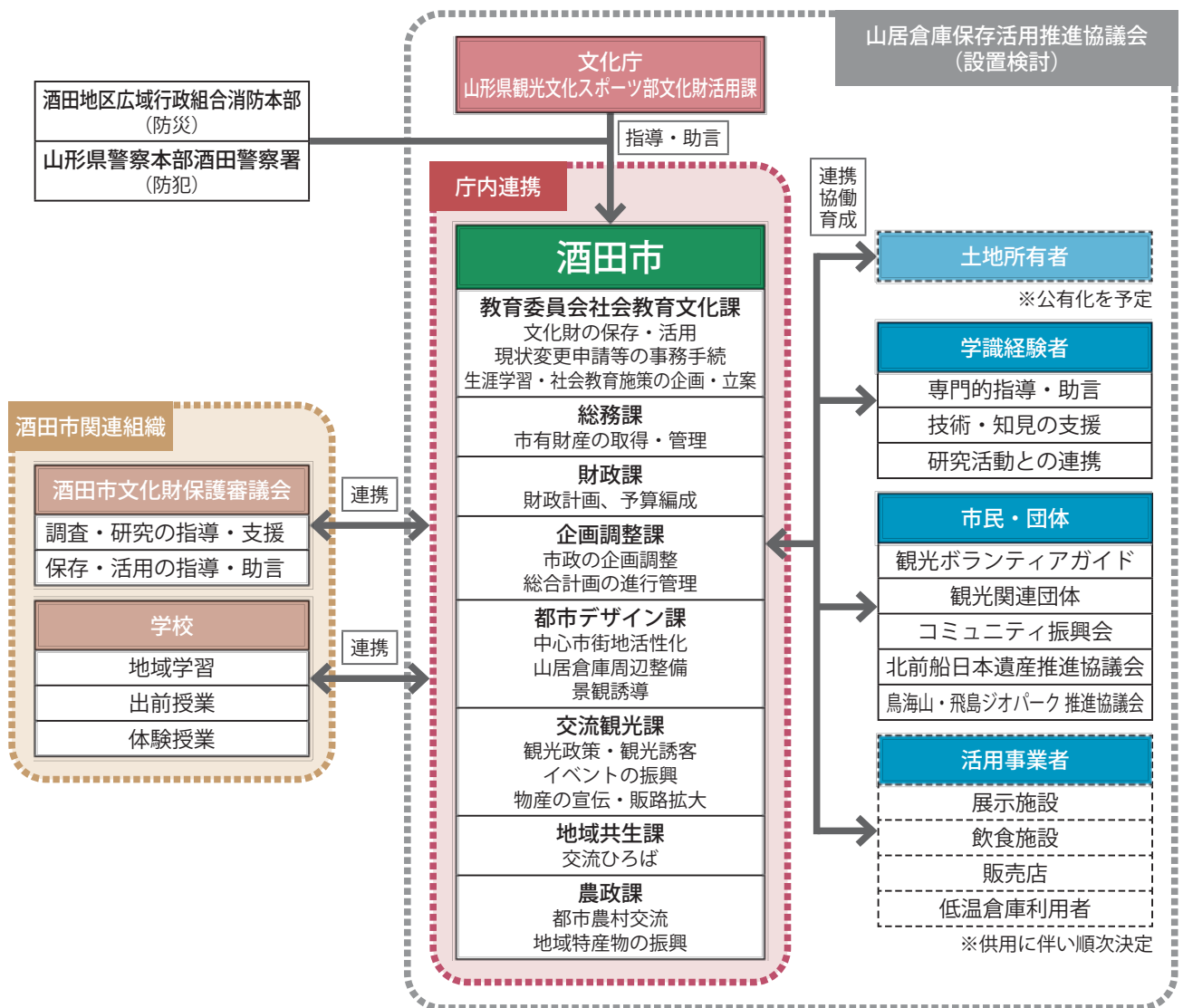


図 10-1 運営・体制の組織図 (概念図)

(5) 市民協働と地域づくり

保存活用計画を推進するためには市民協働は不可欠です。将来的には行政に頼らない市民等が主役とする事業を目指します。

(6) 緊急時の対応

自然的事象による破損に対しては定期的な観測を実施し、予防対策保護対策を講じて未然に防ぐ体制を整えるとともに、来訪者、ガイド、事業者等の安全を確保するため、総合的な防災計画を定めます。

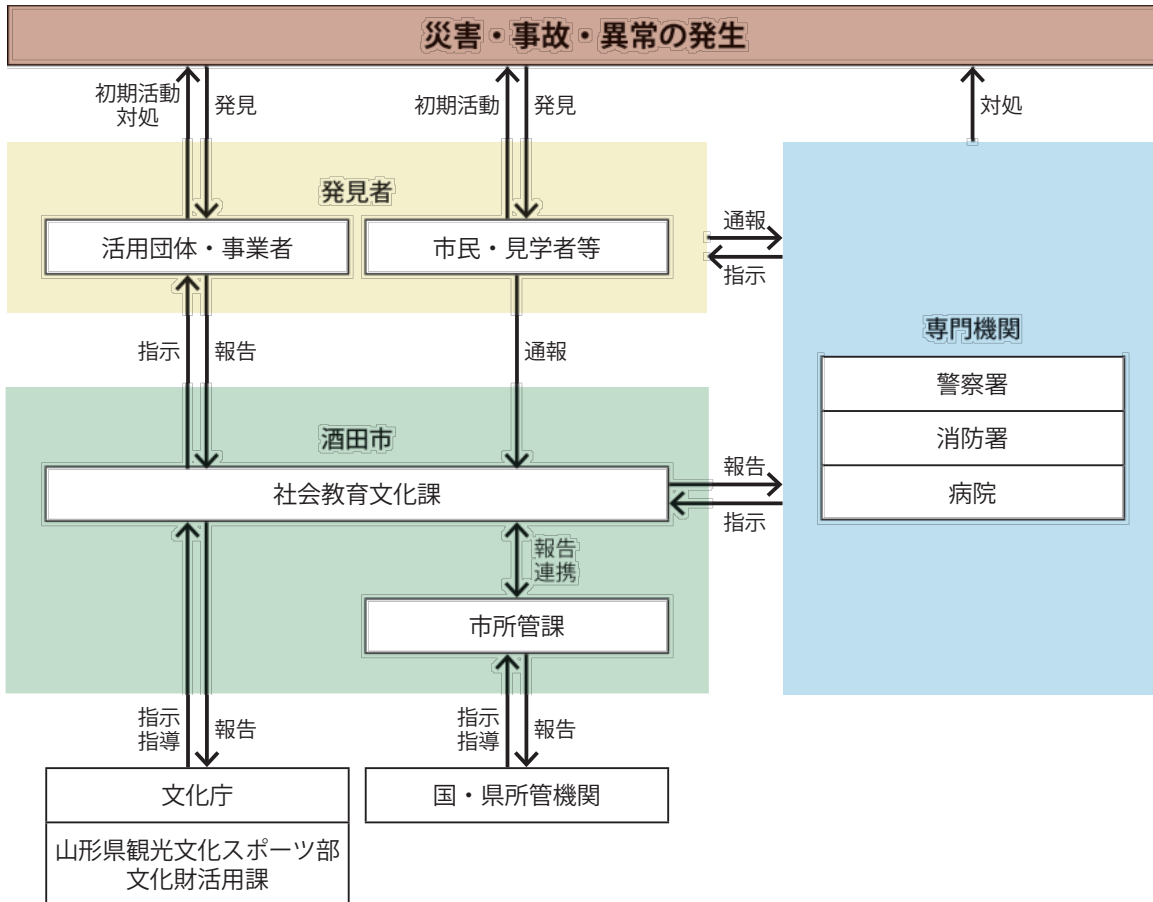


図 10-2 緊急時対応における通報体制（概念図）

# 第 11 章 施策の実施計画

## 1 施策の実施計画

山居倉庫の本質的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、本計画に示した保存・活用のための整備を行動計画として策定・実施することが必要です。

本章においては、本計画に示した保存・活用に関する諸事業について、重要度・緊急度を定め、短期（概ね 5 年以内に実施する予定／計画策定後に実施）、中期（10 年以内に実施する見込み／本計画期間内に実施）、長期（10 年を越えて実施する見込み／次期計画で実施）による計画に区分し、事業の優先度を明示します。

なお、ここで示す行動計画については、毎年、進捗状況を把握し、見直しを図るものとします。

行動計画の区分

短期計画	概ね 5 年以内に実施予定
中期計画	概ね 10 年以内に実施予定
長期計画	10 年を越えて実施見込み

## 2 施策の実施計画の区分

本計画における施策の概要と行動計画を表 11-1 に示し、以下に解説を加えます。

### （1）保存のための整備

#### A) 短期計画による整備

山居倉庫の本質的価値の保護と活用に直結する遺構の破損・劣化部の補修については、最も重要度の高い整備と位置付け、遺構の現状（破損・劣化状況）を確認し、継続的な補修に努めます。部分的な部材・部品の交換や、外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わない修理については、市が早期対応に努め、破損・劣化の拡大を防ぎます。

また、地下遺構の保護も史跡における重要度が高く、指定地内における発掘調査や整備に伴い、表層の不足が認められる範囲は、盛土等による保護の徹底を実施する必要があります。

ケヤキ並木の樹勢回復に必要な整備については、喫緊の課題であり、公有化後に着手します。ケヤキ並木を複数の工区（4 工区）に分けて、順次、遊歩道（石畳）の撤去と樹勢回復など必要な整備にあたり、10 年計画での完了を目指します。指定地にあるその他の樹木については、安全管理や枯枝の除去を目的とした定期的な剪定に努めます。

地震・風雪害に対する構造補強は、活用整備に応じて順次実施します。保存と活用のバランスを考慮した整備が必要であり、十分な検討を以って取り組みます。

各種防災設備のうち、火災に対する対応として、消火栓設備・火災報知設備の設置は短期計画で整備を行います。避難誘導設は活用整備に応じて設置します。

#### B) 中期計画による整備

実生木など本来の歴史的景観に結び付かない樹木等については、調査・精査を行った上で除去を検討します。

また、水辺空間の活用・冬季活用の促進などに応じて、風水害、雪害への対策を進めます。

#### C) 長期計画による整備

本質的価値を構成する諸要素の著しい劣化・破損に対しては、解体を伴う大規模修理の必要性が生じますが、これ

らは各建造物等の現状（破損状況）を確認の上、活用整備との調整を図りながら実施に繋がります。

避雷設備については、要否について文化庁と協議の上設置を検討します。

## （2）活用のための整備

### A）短期計画による整備

歴史的景観を阻害していると判断される諸要素の撤去は、公有化後、速やかに調査・精査を行った上で実施します。

史跡の歴史的・文化的価値を解説するためのガイダンス・インフォメーションセンター機能の整備が急務であり、公有化後に即時着手します。また、建造物の活用に向けては、内装や設備等の整備が求められることから、識者などの意見を参考に十分な検討を行い展示公開施設の整備を進めます。

便益機能（便所・駐車場・休憩所など）の整備は、見学者の動線や活用方針に基づいて必要な整備・拡張を進めますが、便所については見学者の利便性を考慮して、整備段階で常に利用可能な状態とします。

サイン整備については、見学者等の受入体制の向上のため、各サインは史跡の歴史的景観にふさわしい統一したデザインによるものとし、材質・形状・色調・設置場所等の各仕様に関しても同様に識者などの意見を参考に十分な検討を行い整備します。

水道管・消火栓については、活用・防災の観点から公有化後の更新が急務となります。地盤掘削を伴うことから、地下遺構の確認を併せて実施し、また、復旧の際には歴史的景観に配慮した舗装の更新を実施します。

### B）中期計画による整備

活用の際に設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害するものに対しては、その機能に影響の無い範囲において、歴史的景観との調和を図る修景を施します。修景方法については材質・形状・色調等の各仕様に関して識者などの意見を参考に十分な検討を行い、歴史的意匠との統一的な調和を図ります。

ガイダンス・インフォメーションセンター機能の整備の次に、飲食・販売施設の整備の検討を進め、史跡の積極的な活用を図ります。

史跡指定地及び周辺地域のバリアフリーの対応について、見学ルートとの調整を図りながら実施します。

### C）長期計画による整備

地下遺構の調査研究（発掘調査）に関しては、史跡の価値向上を目的し十分な検討を以って取り組みます。

本計画期間のみでは、複数の倉庫群の活用整備が行き届かないことが予測されることから、建物の貸し出し機能の整備については、長期的な視点で整備を進めます。

建造物のバリアフリーについては建物ごとの活用方法に基づき、状況によってはハード（設備対応）・ソフト（人的対応）の双方での対応とします。

表 11-1 施策の行動計画

整備の概要	整備の詳細	整備の取扱		区分			備考	
		現状 変更	維持 管理	短期 計画	中期 計画	長期 計画		
保存のための整備	遺構の修復	破損・劣化部の補修		●	●		部分的な部材・部品の交換や外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わない修理。	
		解体を伴う大規模修理	●				●	各建造物等の現状（破損状況）を確認の上で実施。
	地下遺構の保護	地下遺構の保護	●		●		遺構を確認次第、順次対応。但し、水道管の更新に伴って確認された遺構については短期で対応。	
	植生の管理	ケヤキの剪定・樹勢回復		●	●			短期的に開始するが全ての樹木が完了するのは中期にかかる。
		樹木の剪定		●	●			定期的を実施する。
		実生木の撤去	●			●		除去は調査・精査を行った上で実施。
	防災対応	構造補強（耐震・耐風）	●		●			建造物は活用整備に応じて順次実施。
		火災報知・避難誘導・消火設備の更新	●		●			消火栓設備・火災報知設備は短期的に開始するが、避難誘導設備は建物用途に応じて設置
		避雷設備の設置	●				●	要否について文化庁と協議の上設置を検討
		風水害・雪害対策	●			●		建造物の文化財価値を損なわない対策を検討する。
活用のための整備	調査・研究	整備に伴う発掘調査	●				●	史跡価値向上のための発掘調査。
	歴史的景観の修景	景観阻害要因の修景	●			●		歴史的意匠との調和を図る。
		景観阻害要因の撤去	●		●			撤去は調査・精査を行った上で実施。
	展示公開機能の整備	ガイダンス・インフォメーション施設の整備	●		●			12号棟を予定。
		展示施設整備	●		●			活用に必要な展示設備等の整備。歴史的価値を損なわないよう設置・撤去できるものとする。
	便益機能の整備	飲食・販売施設の整備	●			●		同上
		貸出スペース等の整備	●				●	同上
		便所・駐車場・休憩所の整備	●		●			駐車場を改修し、それに伴い便所・休憩所を再配置し更新する。
	サイン整備	解説の充実	●		●			短期的に開始するが主要な整備が完了するのは中期にかかる。
		案内図	●		●			各施設を紹介し、安全で円滑な見学を促す。
		広域観光施設等への案内表示設置	●		●			周辺地域に所在する観光施設等への案内図、道標等の整備。
	バリアフリー対応	指定地及び周辺地域のバリアフリー対応	●			●		指定地及び周辺地域の移動等に関するバリアフリー化を可能な範囲で対応。
		建造物のバリアフリー対応	●				●	各建造物内の移動等に関するバリアフリー化を可能な範囲で対応。
社会資本整備	水道管・消火栓の更新	●		●			老朽化対応とループ化の解消。	



## 第12章 経過観察

### 1 経過観察の方向性

山居倉庫の文化財価値を維持向上するため、指定地及び周辺環境に対する負の影響、破損・被害の進行状況、改善状況を一定の周期によって経過観察し、継続的に記録します。

経過観察の記録を元に、その後の予防対策・保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整え、恒久的な保存と改善を図ります。

予防対策・保護対策は負の影響を最大限に防ぐとともに、最短で除去又は影響を最小限に抑えるために合理的な対策を立案します。

### 2 経過観察の方法

経過観察は酒田市を中心とし、関係各者の協力を得て、観察記録主体が現況確認・記録作成を行います。観察指標は国・県・専門部局等の記録調査結果を参考に定めます。

経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体は表12-1の通りとします。本質的価値の保存や見学者等の安全性に対する負の影響は、必要に応じて周期頻度を高めて対応します。

蓄積した成果を分析し、史跡の本質的価値の存続に影響を及ぼすと考えられる状況が認められる場合には、速やかに予防策・改善策を講じます。

#### (1) 指定地及び周辺環境の保護

##### ① 景観変化

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素について写真等による記録・分析を行い、景観阻害要因を特定します。

指定地における景観阻害要因については、撤去もしくは修景を行います。

周辺地域における景観阻害要因については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料等への変更を働きかけます。

##### ② 環境変化

酸性雨の基準値達成率、気温の経年変化（温暖化）、病虫による被害など、自然環境への負の影響を観察することで、歴史的景観を構成する自然的要素の保護を講じます。

##### ③ 災害

地震、風雪害、火災等の災害に伴う被害面積を記録し、き損届出を管理・分析することで、以後の予防策・改善策を講じます。

##### ④ 見学者等・観光における影響

見学者数、自動車・バスの利用数、指定地周辺の交通量を確認することで、活用促進に向けた整備の必要性把握や分析に向けた資料とします。

#### (2) 構成要素の保護

##### ① 建造物・工作物・地下遺構等

史跡を構成する建造物には防災設備を設置し、定期的な点検を実施します。各建造物・工作物は定期的に劣化状況

を確認し、破損・劣化の修理を早期対応することで大規模修理を避け、維持管理の継続で保存するよう努めます。史跡を構成する諸要素については、調査研究を継続し、調査結果について報告書等の形で保存するとともに、今後の整備へ活用します。

## ② 自然環境

指定地の主たる樹木については、生育状況を把握するとともに、枯死や虫害等による危険性の早期発見に努めます。

## (3) 保存管理の現況

### ① 許認可

現状変更等の行政手続きを確実にいき、執行状況の確認を徹底し、本質的価値の保護に努めます。

### ② 市民参加

清掃等の維持管理への市民参加者数を観察することで、史跡への興味関心に関する指針とし、市民参加による維持管理の継続的実施に向けた資料とします。

## (4) 活用の現況

### ① 安全対策

災害時における見学者等の安全確保マニュアルの作成を進めるとともに、運用における課題を抽出し、改訂を継続します。

### ② 活用実績

山居倉庫に関する研修会・セミナー、学校教育・社会教育への活用状況等の実施回数と参加者数を把握することで、地域学習に関する活用実態の参考とします。

活用団体の活動報告や、行事・催事に関する内容や参加者数の実施記録を作成し、活用実績としてとりまとめ、今後の活用に関する参考とします。

### ③ 情報提供

パンフレット・ホームページによる情報提供の実績について、印刷部数やアクセス回数を記録することで、情報提供による史跡の認知度や本質的価値の浸透度を測る参考資料とします。

ボランティアガイド等の養成実績について記録し、常に一定数の人数を確保するよう努めます。

史跡地内及び周辺地域の見学モデルを設定し一体的な活用を図るとともに、周知媒体の作成やその効果について検証を行います。

### ④ 認知・理解

見学者に対して利用しやすさや分かりやすさ等を測るアンケートを実施し、展示内容や情報発信等の拡充に努めます。

## (5) 整備の現況

案内板、便益施設等、指定地及び周辺環境の保存活用に向けた周辺整備については、計画を立案し、新設・改修の進捗状況や維持管理の継続的実施などについて経過観察を実施します。

## (6) 運営・体制の現況

関係行政機関、所有者、関係団体、活用団体等により、指定地及び周辺環境における本質的価値の保存活用に向けて開催する各調整会議の開催回数や議事内容を記録し、管理運営体制を維持します。

表 12-1 経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体

指定地及び周辺環境に対する影響		観察指標	周期	観察記録主体	
指定地及び周辺環境の保護	景観変化	景観阻害要因の調査	目視による景観分析	毎年	社会教育文化課
		周辺環境における大規模開発や工作物等の新設・改修	新設・改修の状況	毎年	都市デザイン課
	環境変化	酸性雨	大気汚染に関する環境基準達成率	毎年	やまがた酸性雨ネットワーク環境衛生課
		気候変動	植生調査	およそ5年	整備課
			気温の経年変化	毎年	気象庁環境衛生課
		害虫による影響	病虫による被害	毎年	整備課
	災害	地震	被害面積	随時	危機管理課
		風雪害	被害面積	随時	危機管理課
		火災による影響	火災被害件数・面積	毎年	危機管理課
		その他自然災害による史跡への影響	き損届出件数	毎年	危機管理課
	見学者等・観光による影響	見学者等・観光による史跡への影響	見学者等の数	毎年	社会教育文化課
			自動車・バスの数	毎年	社会教育文化課
			指定地周辺の交通量	毎年	社会教育文化課
構成要素の保護	建造物・工作物・地下遺構等	建造物等における火災	防災設備の点検	毎年	消防本部
		構成要素の劣化	劣化状況の確認	毎年	社会教育文化課
		調査研究の進捗	調査報告	毎年	社会教育文化課
	自然環境	主たる樹木の生育	生育の状況	毎年	整備課
保存管理の現況	許認可	現状変更等の許可申請等	許可申請等の行政手続きの執行状況	毎年	社会教育文化課
	市民参加	清掃・維持管理活動	実施回数・参加者数	毎年	管理者・活用団体
活用の現況	安全対策	災害対策	見学者等の安全確保マニュアルの作成・運用	およそ5年	社会教育文化課
	活用実績	研修会・セミナー等の実施回数と参加者数等の把握	参加者数	毎年	主催者
		学校教育・社会教育への活用状況	学校教育の課外授業の実態記録	毎年	社会教育文化課
		活用団体の活動状況	活用状況	毎年	社会教育文化課
		行事・催事の活用状況	行事・催事の実施記録	毎年	社会教育文化課
	情報提供	パンフレット・ホームページ等による情報提供	印刷部数・アクセス回数	毎年	市長公室
		ボランティアガイド等	ガイドの養成実績	毎年	まちづくり推進課
認知・理解	文化財価値に関する見学者等の認知・理解度	アンケート等	随時	社会教育文化課	
整備の現況	施設管理	案内板の新設・改修・管理	進捗状況・管理状況	随時	社会教育文化課
		便益施設の新設・管理	進捗状況・管理状況	随時	社会教育文化課
運営・体制の現況	意思疎通	関係機関等との調整・意思疎通	調整のための会議の開催回数等	毎年	社会教育文化課